様式第2号(第5条関係)

緊急通報装置貸付(決定・却下)通知書

年　　月　　日

様

粕屋町長

　申請のありました緊急通報装置貸付について、下記のとおり(決定・却下)しましたので通知します。

記

1　決定

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| コード番号 |  | | | ID番号 |  |
| 利用者氏名 |  | | | 貸付決定年月日 | 年　　月　　日 |
| 利用者住所 | 粕屋町 | | | | |
| 貸付ける用具名  (形式・規模等含む) | | | 緊急通報装置、ペンダント型無線発信機 | | |
| 注意事項 | | 1　回線の基本料金及び通話料金は、緊急通報装置の利用者の負担とします。  2　貸付けた用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは堅く禁じられています。  3　2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。  4　この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。 | | | |

2　却下理由